

(別添3)

自然災害に対応するための雇用政策に係る教訓

日本政府主催厚生労働大臣特別セッション

2011年12月5日

自然災害の復旧・復興過程での雇用政策は、世界の自然災害の40%が発生し、死者については82%を占めるといわれているアジア太平洋地域での重要な課題の一つである。

日本政府は、第15回ILOアジア太平洋地域会議の京都開催にあたって、域内各国が自然災害に対応するための雇用政策について相互に経験と情報を共有するため、2011年12月5日、京都市で特別セッションを開催した。このセッションでは、「自然災害危機対応～雇用政策を中心に～」をテーマとし、自然災害対応に豊富な知見を有する各国政労使及びILOがその取り組みについて報告を行うとともに、参加者との意見交換を行った。

日本国厚生労働副大臣は、このセッションを通じ、自然災害に対応するための雇用の維持・確保に係る政策は、ILOの提唱するディーセント・ワークのための政策の一つとして位置づけられること、社会的保護政策との連携が重要であること、その展開にあたって政労使の対話が重要であることを再確認し、これらが各国政労使に広く認識されることがアジア太平洋地域のディーセント・ワークの実現に貢献するとの認識が共有されたと確信した。

日本国厚生労働副大臣は、このセッションの成果が共有され、各国で今後の自然災害に対応するための雇用政策が効果的に実施されるよう、以下の通り教訓をとりまとめる。

記

- 1 自然災害は雇用に深刻な影響を与えうること、及び、自然災害に対応する雇用政策が復旧・復興のために重要であることが、広く認識されるべきである。

- 2 自然災害に対応する雇用政策は、失業状態に対する緊急的支援に加え、被災者の生活を中期的に支援し、雇用を確保・維持することにより、自立的な生計を回復することを目的として実施されるべきである。
- 3 自然災害に対応する雇用政策は、復興の各段階に応じ、復興需要と連携し、被災者の雇用が促進されるように実施されるべきである。
- 4 自然災害に対応する雇用政策は、社会的保護政策の一環として及びディーセント・ワークの実現に資するよう実施されるべきである。
- 5 被災者の就職を支援するため、公共職業安定組織による求人開拓・職業紹介サービス、復興需要や求人を踏まえた職業訓練が提供されるべきである。
- 6 所得保障、求人開拓、職業紹介、職業訓練のあっせんなど、自然災害により離職を余儀なくされた被災者が再就職するために必要な支援をワンストップサービスセンターで一貫して行うことは、雇用に係る行政機能の早期の確保に資するとともに、被災者の生計を回復するために重要である。
- 7 社会的弱者が自然災害によってもっとも危機にさらされやすいことから、自然災害に対応する雇用政策は、社会的弱者に十分な配慮をして実施されるべきである。
- 8 自然災害に対応する雇用政策は、労使、地方政府、その他の関係者との対話を踏まえ、立案されるべきである。
- 9 被災地の経済活動の停滞によって、自然災害による直接的な被害を受けていない他の地域でも雇用が危機にさらされることがある

ことが認識されるべきである。

- 10 自然災害に対応する雇用政策は、必要なときに速やかに実施できるよう、準備がされているべきである。平時に雇用労働政策や社会的保護制度が整備されていれば、それを有事に応用することでダメージを軽減できることに留意すべきである。
- 11 自然災害に対応するための雇用政策は、企業を通じて実施することも有効である。また、企業間の協力が企業にとって、又、労働者にとっても有効であることが認識されるべきである。
- 12 復旧復興工事では、適切な労働災害防止対策が採られなければならない。特に、被災者を雇用する場合は、被雇用者に労働安全衛生に関する十分な知識がないことを前提としなければならない。
- 13 ILOアジア太平洋総局は、今回のセッションでとりまとめられたような日本をはじめとするアジア太平洋地域における雇用政策を中心とする災害対応への経験をさらに蓄積し、将来の自然災害への備えとして各国に提供できるよう、準備を進めることが望まれる。
- 14 ILOアジア太平洋総局は、域内におけるディーセント・ワークの実現のため、地域で大規模な自然災害が発生した場合には、当該国政府等との調整をふまえ、そのノウハウを提供し、また、現地で雇用・労働分野に関する支援活動を行うなどにより、被災者の就業支援及び被災地の復興支援を早急に実施するべきである。